

<報道発表資料>

カテゴリー:お知らせ

令和5年3月24日

「彩の国まごころサポート”絆”」が、4月1日から始まります！
～コープみらいと連携して犯罪被害者やその家族を支援～

埼玉県では、犯罪被害者やその家族が、一度の相談で様々な支援を受けられる「彩の国犯罪被害者ワンストップ支援センター」を設置し、様々な支援を行っています。

犯罪被害者等は、犯罪被害に遭うと、被害による直接的な心身の被害だけでなく、医療費がかかったり、休職等に伴う経済的な負担や、刑事手続や裁判などの様々な手続による負担など、様々な困難に遭い、日常生活を送ることが難しくなってしまう場合があります。

そこで、県では、困難に直面している犯罪被害者等を一人でも多く支援していくため、県と民間企業が連携し、令和5年4月1日から、犯罪被害者等支援事業（通称：彩の国まごころサポート”絆”）を開始することになりました。

今回、この事業の第1弾として、4月1日から、生活協同組合コープみらいの御協力をいただき、犯罪被害者等に対する買い物の支援（個別宅配料金の割引）を開始します。

【彩の国まごころサポート”絆”】

- 1 制度開始年月日 令和5年4月1日
- 2 対象者 埼玉県内に居住する犯罪被害者、家族又は遺族のうち、犯罪被害により日常生活に支障をきたしている方
- 3 申込方法
防犯・交通安全課（犯罪被害者支援担当）まで御相談ください。
犯罪被害者支援員が被害状況等詳細をお伺いし、具体的な手続を御説明します。
電話番号 048-710-5036
受付時間 月～金 8:30～17:15（祝日、年末年始を除く）
- 4 生活協同組合コープみらいによる犯罪被害者等への支援
個別宅配（コープデリ）の配達手数料の割引の対象の範囲を「彩の国まごころサポート”絆”」の対象者に拡大します。